

藤沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（改正案）

平成30年3月26日策定

令和3年3月 日改正

藤沢市農業委員会

会長 齋藤 義治

本市は、東京から50キロの首都圏内に位置し、北の相模台地の穏やかな丘陵から南は湘南海岸に面して相模湾をのぞむ自然環境に恵まれた気候温暖な環境のもと、都市農業地域として露地・施設野菜、花き、果樹、植木、畜産を中心とした農業経営により、市民はもとより首都圏住民に対し新鮮かつ安全で多様な農畜産物を提供している。その一方で、本市においても都市化の進行による農地の減少、農家の後継者不足や高齢化による農地の遊休化、また、担い手不足など様々な課題を抱えている。

このような状況の中、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が改正され「農地等の利用の最適化の推進（①遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用集積・集約化、③新規参入の促進）」が農業委員会の重点事務として明確に位置付けられ、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化の推進を図るべく農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行っていくことが規定された。

このことから、藤沢市農業委員会では、農業経営環境の強化のため、行政はもとより農業関係団体との連携を図りながら、地域の農業者に対し、積極的に営農や農地に関する情報について発信、周知に努めるとともに、話し合いを進めていくことが重要であるとの理解のもと、本市の特色である都市農業の持続と発展を図るため、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、平成30年3月に「藤沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を次のとおり定めた。

この指針は、令和5年度末を目標とし、3年毎の農業委員及び推進委員の改選期に取組についての検証・見直しを行うものとしていることから、令和2年7月の改選に伴い、過去3年間の実績等を踏まえ見直すものである。

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

区 分	管内農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
当 初 (平成 30 年 1 月)	1,083.86ha	20.79ha	1.92%
3年後の目標 (令和 3 年 3 月)	1,052.71ha	19.00ha	1.80%
現 状 (令和 3 年 1 月)	1,062.87ha	19.97ha	1.88%
6年後の目標 (令和 6 年 3 月)	1,027.03ha	17.05ha	1.66%

※現状の管内農地面積は、令和 2 年 1 月 1 日現在の固定資産税概要調書記載の農地面積から令和 2 年 1 月から 12 月までの農地転用許可及び届出面積を差し引いた面積とした。

【目標設定の考え方】

遊休農地の解消が図られる一方で、農業者の高齢化や後継者不足等により新たな遊休農地が発生している現状を踏まえ、農地所有者へあっせんの働きかけ等農地の有効利用を更に促進することにより遊休農地の発生防止・解消を図り当初の目標をめざす。

(2) 遊休農地解消の具体的な取組方法

- ① 農業委員と推進委員による農地利用状況調査の確実な実施及び適宜の農地見守り等の実施による遊休化のおそれのある農地の早期発見及び情報共有
- ② 利用状況調査結果に基づく是正指導及び利用意向調査の実施
- ③ 利用意向調査の結果、貸付希望のある農地についての農地中間管理機構への貸付及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の推進
- ④ 耕作再開の意思表示のあった農地については、次の農地利用状況調査までの間、定期的なパトロールを実施
- ⑤ 農業水産課と連携した、「遊休農地対策事業」の活用推進
- ⑥ 農業者との連携による新たな遊休農地解消策の検討

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

区 分	管内農地面積	集積面積	集積率
当 初 (平成30年1月)	1,083.86ha	54.03ha	4.98%
3年後の目標 (令和3年3月)	1,052.71ha	74.30ha	7.06%
現 状 (令和3年1月)	1,062.87ha	73.53ha	6.92%
6年後の目標 (令和6年3月)	1,027.03ha	93.32ha	9.09%

※集積面積は、利用権設定及び中間管理事業に基づく中間管理権設定面積の計とした。

【目標設定の考え方】

農地所有者へあっせんの働きかけや新規参入（個人及び法人）の推進及び農地中間管理機構の活用推進並びに農業経営基盤強化促進法に基づく取組により農地利用集積率の向上をめざす。

(2) 担い手への利用集積に向けた具体的な取組方法

- ① 農業委員・推進委員が、人・農地プランの実質化に向けた地域の話し合いに参加し、農地の出し手・受け手へのアプローチを行うことにより農地の利用集積を推進
- ② 農地利用状況調査結果及び農業者（出し手）からの相談に基づく農地のあっせん情報について市ホームページへの掲載による農地利用の推進
- ③ 生産緑地地区については、都市計画課との連携による見直しの進捗に応じた貸付のあっせん、担い手の確保についての検討
- ④ 農地中間管理機構との連携の推進
- ⑤ 障がい者等の社会参加と農業の担い手確保を目的とした農福連携をはじめとして、市民や異業種との連携による担い手支援策の検討と関係機関への要望

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

区 分	新規参入者数 (個人)	新規参入者数 (法人)
当 初 (平成30年1月)	28人	5法人
3年後の目標 (令和3年3月)	37人	8法人
現 状 (令和3年1月)	37人	10法人
6年後の目標 (令和6年3月)	46人	13法人

※新規参入者数の数値は、平成20年度からの数値とした。

【目標設定の考え方】

新規参入者については、本市が平成26年9月に定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に沿った内容とした。この構想では、新規参入者と農家の後継ぎに伴う就農者を合わせた新規就農者の目標値として年間10人を掲げている。

また、近年、就農相談も多い状況が継続していることから、新規参入者数を年間で個人3人程度、また、雇用就農の受け皿となる法人については年間1社以上とした。

(2) 新規参入に向けた具体的な取組方法

- ① 神奈川県農業アカデミーや市農業水産課等関係機関との連携を図り、新規参入の手順や補助制度等の周知を図ることによる参入促進
- ② 新規参入相談において営農希望の内容の十分な聞き取りを行う。また、必要に応じて農地のあっせんを推進
- ③ 農業委員及び推進委員は、新規参入者又は新規参入希望者が参入しやすい環境をつくり、地元との連携を図れるよう調整
- ④ 参入後の定着支援（継続的支援）及び助言並びに指導の推進

4 その他の施策

農地等の利用の最適化の推進に関する施策の充実を図るべく、上記のほか、次に掲げる施策の推進を図っていく。

- (1) 農家後継者の育成、支援に対する検討及び市・関係機関等に対する要望
- (2) 首都圏近郊の都市農業地域の特色を生かした小売販売網の拡充を図るため、生産者と市及び関係機関等との意見交換の推進支援
- (3) 農業生産・消費に関する情報のさらなる集約・発信をするためのマーケティング調査等の施策の推進に向けた市、農業委員会及び農業関係団体等との連携による検討並びに都市農業振興に係る施策の充実に係る関係機関に対する要望

以 上